

**寿都町・神恵内村における文献調査報告書の説明会(根室市開催分)
開催結果**

1. 日 時：2025年1月31日（金） 18時00分～20時37分
2. 場 所：根室商工会館（根室市松ヶ枝町2-7）
3. 配布資料：①説明資料(文献調査の結果報告 説明資料)
②説明資料別紙
③よくわかる文献調査結果
4. 参加者数：18人
5. 当日の概要：
 - (1) 主催者あいさつ
 - (2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明
 - (3) 文献調査報告書の内容についての説明
 - 1部：事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは
 - 2部：寿都町および神恵内村における文献調査の結果
 - 3部：今後の法定プロセスと概要調査について
 - (4) 質疑応答
 - (5) 国からの回答※会の冒頭で北方四島に関する発言について説明およびお詫びを実施
6. 議事概要：
 - (1) 主催者あいさつ

原子力発電環境整備機構、NUMOの理事を務めております、植田と申します。

本日は、お忙しい中、また夕刻にもかかわらず、「寿都町ならびに神恵内村における文献調査報告書」の説明会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここ北海道寿都町と神恵内村におきまして、4年にわたりまして文献調査をさせていただいてまいりました。

この間、寿都町と神恵内村の皆さまをはじめ、北海道の皆さまには特段のお心配りをいただきましたこと、この場をお借りしまして、あらためて感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

この文献調査、日本で初めての調査ということもあり、当初の予定より大幅に時間がかかりまして、皆さまには大変ご心配やご迷惑等をおかけしてきたかと思えます。

そういった中、調査の結果を文献調査報告書として取りまとめることができまして、11月22日に、寿都町長、神恵内村長、北海道知事に、それぞれ提出をさせていただきました。

そして、本日、皆さまにその内容をご報告できますこと、あらためまして感謝をいたしている次第でございます。

国民の皆さまには、私どもの事業について、様々なご意見や思い、お考えがありますこと、私どもといたしましては、十二分に承知をいたしているところでございます。

また、これまで、北海道の皆さまからも、文献調査を通じて、私どもの事業等について、様々なご意見や、お考えをお聞かせいただいております。

このため、この報告書の内容につきまして、北海道の皆さまはもちろんのこと、広く国民の皆さまに丁寧に周知をさせていただき、真摯にしっかりとご意見を伺う所存でございます。

11月22日より、道内の各地において報告書を縦覧させていただいております。

また、私どもNUMOのホームページでも、報告書を公開させていただいております。

本日の説明をお聞きいただきますと、また、縦覧等で報告書の内容を見ていただきますと、

あらためて、疑問に思われることや、ご心配をされることが出てくるかと思えます。

また、様々なお考えや、思い等を持たれるかと思えますので、ぜひとも、忌憚のないご意見をいただければと思っております。本日の説明会でございますが、報告書自体、非常にボリュームがあり、また専門用語が多いため、少しでも解りやすくかみ砕いて説明をさせていただきます。

少し長い時間となりますが、お聞きいただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

(2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明
NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[別紙](#)」を参照

(3) 文献調査報告書の内容についての説明

< 1部：事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは >

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」4～22スライドを参照

< 2部：寿都町および神恵内村における文献調査の結果 >

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」23～70スライドを参照

< 3部：今後の法定プロセスと概要調査について >

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」71～76スライドを参照

(4) 質疑応答

① NUMO事業関連

Q：最終処分場の施設、能力、ガラス固化体40,000本ということですが、何年ぐらいの使用済燃料を処分するのですか。27,000本相当ということですか。何箇所ぐらいの設備が必要になるのですか。

A：・私どもは、ガラス固化体を40,000本以上処分できる地下処分施設を国内に1箇所つくるために、現在取り組んでおります。今どのぐらいの物量があるのかという話になりますと、既に存在しているガラス固化体が約2,500本あります。また、まだ再処理をしていない使用済燃料が日本の電力会社に約19,000トンあり、今後、六ヶ所村の再処理工場が稼働すると、今ある使用済燃料をすべて再処理したと仮定すると、合計で約27,000本相当になります。

・ガラス固化体40,000本には、何年ぐらい使用済燃料を処分するのかというご質問ですが、六ヶ所村の再処理工場が操業すれば、毎年最大で使用済燃料800トンを処理する能力を有しており、それに伴い製造されるガラス固化体は約1,000本になります。ですので、現在ある使用済燃料を再処理していけば、20数年かけて27,000本に達し、また今後の原子力の利用状況にもよりますが、28,000、29,000本と増えていくと考えられます。

・ただし、現在の原子力発電所の稼働状況を踏まえれば、私どもはガラス固化体4万本以上を処分できる場所を確保すれば、1個所で収納できるだろうと考えております。

Q：北海道には、特定放射性廃棄物に関する条例があると知りました。住民としては心強い条例です。この条例のある北海道で、核のごみの文献調査報告書、説明会と言われても、そもそも調査することがおかしいと思うのですが、調査に至る経緯をもう一度道民に説明してください。北海道は、処分場受け入れ反対の考えなのか、それとも文献調査、概要調査に進めるのか、どのようにアプローチしていくのか、文献から概要に進む際に、知事がダメで市町村長がマルだった場合は、どのように進めるのですか。

A：・処分場を決めるためには、文献調査、概要調査、精密調査、この3段階の調査をしなければ場所は決まらなないと考えております。この第1段階の文献調査を、北海道内

では寿都町と神恵内村でさせていただいてきたということです。北海道に条例があることはもちろん承知しております。では、なぜ文献調査ができたのかということですが、地元の寿都町長さん、神恵内村長さんに、最終的にご了解をいただけたということで文献調査に入らせていただきました。

- ・ただし、次の概要調査、精密調査に移るときには、知事および市町村長のご意見をお聞きし、これを十分に尊重することとしています。これは2000年に定められた法律でこのように定められています。ですので、私どもは次の調査に移る段階でしっかりと知事と町村長のご意見をお聞きし、だめだということであれば、次の調査には進むことはないと考えております。よって、文献調査から概要調査に進む際に、知事がバツで市町村長がマルだった場合は、先には進むことはないと考えております。

Q：概要調査、精密調査を経て、要件を満たす場所が選定された後は、どのようなプロセスをもって具体的な計画が立てられるのですか。処分場建設に対する道民の意見をどの時点で聞いてもらえるのですか。

- A：・文献調査、概要調査、精密調査のそれぞれの終了後に、地域の皆さまのご意見を聞いて、首長さんのご判断をいただくという場面があります。最終的に精密調査の結果についてご了解をいただけるということであれば、その時点で、私どもの調査結果も次の建設に移行できるということであれば、建設に移りたいという形で報告書を取りまとめ、それについて技術的に妥当なのかをしっかりとご議論いただいた上で、最終的に建設段階に移ることになると考えております。
- ・最終的には、知事と市町村長のご意見をお聞きする形になりますが、知事と市町村長が判断される際には、当然その地域の方々、議会のご意見をしっかりと踏まえた上で判断されることになると思いますので、私どもは、しっかりとそうしたご意見を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

Q：文献調査、概要調査を受け入れることによって、それぞれ交付金が交付されるようになっていますが、仮に最終処分場の建設を受け入れたとしたら、具体的にその自治体にどれだけの財政的なメリットがあるのですか。両自治体は、最も人口の減少が想定されますが、NUMOとして、この処分事業と併せて地域振興に取り組む方が、理解が得やすいのではないですか。

- A：・調査段階から、国から交付金が出ることになっていますが、最終的に処分場の建設ということになれば、新たな産業が生まれることとなります。事業を進めていけば、工事の発注など経済的な発展というものが期待できます。私どもは現在、東京で仕事をしていますけれども、場所が決まれば本拠地を処分場の近くに移し、私どももその地域の一員となって、そこで生活しながら仕事をさせていただきたいと考えております。あと、地層処分事業は、かなりのハイテク技術が必要になりますので、技術開発のためのいろいろな拠点、研究施設もその周辺にできると思います。そうしたものに伴う経済的な発展、メリットも期待できるだろうと考えております。

② NUMO事業関連のうち技術的なもの

Q：汚染水が地表に上がり、食物連鎖を通して人間が被ばくする地下水シナリオがないと、人間の生活への影響が見えません。処分後に、想定外の事故等により放射能漏れが発生した場合の対策等を考えているのですか。

- A：・地下水シナリオは、基本的にそうした考えを取り入れています。具体的には、金属製のオーバーパックが破損して、ガラス固化体に地下水が接触し、地下水にガラスが溶け出して放射性物質が漏れた後、どのぐらいの時間をかけて人間が住む環境まで到達し、その時の放射能のレベルがどの程度なのか、人間が食物連鎖でどのように被ばくするか、といったところまで評価することを考えております。

Q：処分後に、想定外の事故等により放射能漏れが発生した場合の対策等を考えているのですか。

A：・地上施設に関しては、まずガラス固化体を運び入れて地下に持っていく前に、廃棄体が、例えば転倒してしまった、落下してしまった、破損してしまったとか、そういう万が一の事故の時にどの程度の影響があるか、周辺にどのぐらいの被ばくが起るか、といったことを確認しております。

・また、火災や停電があったらどういう対策をすべきか、といったことも考えて、地上施設を設計します。加えて、この地上施設に関しては、津波の影響がない場所、例えば高台に設けるとか、防水扉を付けるなどの対策を施すことを考えています。この防水扉に関しては、岩手県久慈市に国家石油備蓄基地という地下施設があるのですが、東北の大地震の時に津波に襲われて、地上施設は壊滅的な被害に遭いましたが、地下は防水扉があったために、ほとんど無傷だったというような事例もございます。

・様々なリスクを考慮した上で対策を施す、ということをしていきます。地下施設に関しては、地下水シナリオや、万が一、新しい火山や未知の断層によって処分場が直撃された場合にどのぐらい被ばくが起るか、といったものも評価の対象にしております。

Q：地下施設で、非常に長い坑道を掘る技術は確立されているのですか。

A：・日本の土木工事の技術は非常に進んでいます。特に、青函トンネルは、技術的に当時は難しい工事でしたが、それを成し遂げたことで非常に技術力が向上しました。また、地下に構造物をつくる技術は、土木工事だけではなく、鉱山開発の技術もあり、こういう技術はかなり確立していると言っていると思います。釧路市にある太平洋炭礦では、200キロという長さの坑道が地下に掘られている例もございます。

Q：地下施設が、地上から300メートル下なのはわかるけれども、地上施設については、住宅から何メートル離して、とかはあるのですか。

A：今の段階では、地上施設について、何メートル離さなければならないという基準はございませんが、地上施設を設計する上では、周辺環境への影響だとか、被ばく線量というものを考慮して設計します。

③ 文献調査報告書の内容関連

Q：2014年10月に、火山学会で示された、寿都町に広がる磯谷溶岩の年代が258万年よりも新しい、すなわち寿都町に不適合地が広がる、との見解をどう受け止めますか。

A：・北海道教育大学の岡村先生が出された見解と認識しておりますけれども、まず、文献調査報告書につきましては、昨年8月に国の審議会でご了承いただいたものでございます。我々は、その後も公表されている論文等の把握に努めておりまして、その中で岡村先生が、磯谷溶岩の件について学会で発表されましたこと、また寿都町のシンポジウムでもご説明されたということは聞いております。

・我々といたしましては、ご指摘の報告内容では、まだ避ける場所の基準に該当するかは不確かであると考えておりますので、引き続き確認に努めたいというふうに考えてございます。現時点では、まだ不確かだということではございますけれども、仮に概要調査に進むことができれば、その内容もしっかり確認してまいりたいと考えてございます。

Q：どうして、こんなでたらめの説明をするのですか、恥ずかしくないのですか。断層もさることながら、隆起についてはまったく触れていません。

A：・隆起・侵食の避けるべき基準は、過去10万年において侵食量が300メートルを超えてないかどうか、確認するものでございます。また、将来10万年後の評価ということで、こちらは地殻変動ですとか、海面の上下動ですとか、過去から現在の状況が今後10万年も継続すると考えて評価しておりますが、隆起する分は侵食されるとい

うことで安全側の評価を実施しておりますので、隆起について触れていない、ということではございません。

- ・断層につきましても、避けるべき基準に基づいて評価をしてございます。ただ、今回は文献調査ということで、現地の調査等は実施しておりません。そのため、文献データでは十分評価できないものがございました。情報が十分でないということで、基準に該当しないと言えるものが多かったというところですが、今後、概要調査に進むことができましたら、きちんと確認したいと考えてございます。

Q：各調査にかかる費用の実績、見積りはありますか。

- A：・文献調査の実績としてお伝えできるものを回答させていただきますと、まず、この文献調査の中で費用の大きいものとしては、報告書に携わったNUMO職員の人件費でございます。また、文献データの収集や情報の整理というところも、今回評価した分野ごとに、合計5件の委託を地質のコンサルタント会社さんなどに出しまして、それらの合計は総額で2億円を超える額になってございます。これらの契約額については、NUMOのホームページでも公表させていただいております。
- ・このほかに、報告書の印刷費用なども実績としてはございます。その後の調査に関する費用ですけれども、調査費用は基本的に調査の内容に応じて大きく変わるものでございますので、まだ個別の費用については今後積み上げていくというところで、今回ご回答できるものはございません。

④ 経済社会的観点

Q：経済的、社会的観点について、詳しく説明してください。

- A：・基本的に、土地の利用状況の話になっておりまして、最終処分場に関して、地上施設の建設等を行う際に、地域の土地の利用、開発、影響というのが生じるという観点で、土地関係の利用の法律である国土利用計画法に基づく5つの地域(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)に分類したうえで、土地利用が原則許可されない地域と利用の制限がない地域、そして土地利用の制限がある地域は、制限を解除するための許認可手続きなどについて調べることになっております。
- ・国で定めていただきました文献調査段階の評価の考え方におきましても、文献調査段階では、処分場建設の観点で、法規制上、土地利用が原則許可されない地域の有無を確認するということとあわせて、土地利用制限がある場合の許認可手続き等と配慮すべき点を整理することになっております。その上で、原則許可されない地域がある場合には、概要調査地区等の選定の際の検討事項に加えることになっております。さらに、現地を調査する場合は、土地利用制限の状況に応じた法規制等に対応することになっております。

(5) 国からの回答

- ・本日はお足元の悪い中、本説明会にご参加いただきありがとうございます。また、文献調査を受け入れてくださった寿都町、神恵内村の皆様、そしてこの問題に関心を持っていた皆様へ改めて御礼を申し上げます。

Q：原子力発電を始めるときに、核ゴミ処理場(リサイクル)を青森につくりましたが、計画通りになっています。福島事故後、原発を将来に向け廃止する方針に転換したと考えています。国の政策方針は、国民の意見と違っているのですか。いまだに原発による発電を柱にしている国策がまともだとは思えません。3.11の原発事故もウヤムヤにしながら、なし崩し的に自分たちの利権をむさぼる経済政策は、直ちにやめるべきです。

- A：・原子力発電について様々なご意見があることは、承知しています。そうした中で、現在、新しいエネルギー基本計画の原案が、昨年末に公表されまして、先般、パブリックコメントが終了したところです。その中で、国としては、引き続き原子力が必要である

と思っております、その方向性を書かせていただいているところです。

- ・その背景にある考え方としては、この10年間、我々、最大限、再生可能エネルギーの導入を進めてまいりました。その結果、この10年間で電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を2倍、現在、21.8%は再生可能エネルギーという状況にまで伸ばしてきております。これは、導入量としては世界第6位で、これだけ地形が急峻で平地が少ない日本という地理的環境を踏まえれば、世界の中でも再生可能エネルギーをトップクラスで導入してきている、という状況であります。
- ・他方、それでも現在、電源の7割以上を火力発電に頼っている、ということがございます。そうした中で、ロシアによるウクライナへの侵攻、それから中東情勢の不安定化によるエネルギー価格の高騰、それから供給網の不安定化、こうした我が国のエネルギー供給構造の課題というものが、顕在化してきているところです。足元では、2023年に、海外からの化石燃料の調達に26兆円を支払っているという状況です。これは、我が国が自動車、半導体製造装置、これらで稼いだ外貨のほとんどを投入している状況であります。
- ・そうした中で、世界では、脱炭素電源の取り合いというか、要するに産業競争力の観点で脱炭素電源が不可欠になってきているところでもあります。もちろん、我々再生可能エネルギーを主力電源とするべく、さらに導入を加速していくところではあります。が、足元の状況を考えると、脱炭素電源である原子力発電、これについても使っていかなければならないと思っているところでもあります。もちろん、その稼働にあたっては、安全性を大前提に、原子力規制委員会が稼働を認めたものしか再稼働はしない、そういう大原則はしっかり遵守しながら進めていくということだと思っております。
- ・なお、先ほどの説明にもありましたように、使用済燃料を直接処分するにせよ、地層処分をしなければならない廃棄物は、既に存在しているところでもあります。ですので、原子力政策とは別に、この最終処分の必要性について、ぜひ皆さまのご理解を得られればと思っております。

Q：文献調査を受け入れた自治体に金を出すのは間違いで、調査なら無償にすべきではないですか。

- A：・現在、文献調査を受け入れていただいた自治体に対しては、単年度で10億円、期間合計で総額20億円の交付金をお支払いするという仕組みになっております。これをお支払いさせていただいている理由としては、2つあると思っております。
- ・まずは、この最終処分という国家的課題に対して、貢献しようと手を挙げてくださった自治体に対して、社会全体として感謝と敬意を持って社会全体の利益を還元していくということ、これが重要であると思っております。
 - ・さらには、最終処分事業は100年にもおよぶ非常に長期の事業でございますから、その間の地域の安定性、地域の発展というものは、最終処分事業をなし遂げていく上で不可欠なものだと思っております。そうした観点で交付金を交付させていただいているということです。

Q：ミサイル攻撃や外国からの侵攻など、近隣国の状態は考慮しないのですか。

- A：・我が国に対する武力攻撃が発生するという事態は、原子力施設であるかどうかの問題ではなく、我が国自身の防衛の問題であると思っております。原子力施設へのミサイルによる武力攻撃に対しては、イージス艦やPAC3（迎撃用ミサイル）により対応するほか、事態対処法や国民保護法等の枠組みのもとで、原子力施設の使用停止命令、住民避難等の措置を準備しているところでもあります。ですから、今の原子力関連施設、将来的に地層処分施設も入ってくるとは思いますけれども、そうした施設はこうした考え方のもとで防衛をしていくということでもあります。
- ・ただ、今の安定的な社会においては、そうした形での防衛が可能であるわけですが、遠い将来、1000年後の未来、万年後の未来が同じように安定的な社会環境

であるのかどうかということは、残念ながらわかりません。ですから、国際的にもそういう不確かな未来に期待して、地上管理を選択するという事は間違っているのではないかと、言われているところであります。

- ・我々としては、原子力発電を利用してきた現世代が責任を持ってこの問題に取り組むこと、その際に、将来世代に負担を残さない方法で実現すること、こうした観点から地層処分というものを目指しているということであります。地層処分であれば、武力攻撃であるとか、テロなどの直接的な影響というものは避けられると考えられ、こうした観点からも、地層処分を目指していくということなのです。
- ・もちろん、将来、より良い処分方法が出てくるのであれば、乗り換えたらいいと思っています。これは、今の最終処分法の基本方針にも、可逆性、回収可能性ということで位置づけておりますけれども、この処分事業は100年程度かかりますから、埋め戻すまでの間は、いつでも廃棄物を取り戻せるようにしましょうと、さらには、その際により良い処分方法があるのであれば、政策の見直しもしましょう、という考え方を基本方針として盛り込んでいます。
- ・ですが、今の段階で、地層処分以外で将来世代に負担のない方法が生み出せるかどうかは、残念ながら見通せていない状況です。であれば、現世代の責任としては、将来世代に負担のない方法として、現時点で考えられる唯一の方法である地層処分に向けて取組みを進めていくことが重要であると思っています。この点につきまして、ぜひ本日まで参加の皆さまにもご理解を賜れば、と思っています。

(6) 北方四島に関するご意見

改めまして植田でございます。本日の文献調査報告にかかわります質疑応答は、先ほどの横手課長のお話で終了となりますが、本日この場でいただきましたご意見等についてご紹介させていただきたいと思っております。

まず、「本件が発生して1週間もたつて、誰も気にとめていない、そういう意識しかないのか、ロシアの今後の対応を案ずる」ということもありましたし、「本州の意識というのは本当に低い」というご意見。また、「北方領土に核ごみ、一石三鳥とはよくぞ言った、NUMOの本音が出たというふうに言いたい。核ごみがどれほど危ないかというのは、逆に熟知されているということを確認した」というお話。また、「今回の発言等につきまして、北方領土の返還運動に取り組んできた者として、国政を預かる方々からこのような言葉が発せられたというのは許せない」というお話でございます。「この問題について、もう一度、国の省庁内で研修、啓発を行っていただきたい」というご意見等でございます。また、「今回の説明会等で、国、NUMOから発言があった内容、その後に陳謝されたけれども、北方領土の元島民が多く居住し、返還要求運動の中心を担っている根室地域として到底看過できない。魅力的、だったり、一石三鳥四鳥と、そういった発言をしたときの意図だとか、今後どういうふうと同じような話があったら答えるのか」というご意見。最後になりますけれども、「まず根室市民、返還運動に係る人に謝りなさい。都会の人間は甘く見ている」というご意見がございました。

私ども、次にこのような質問だったり提案だったりということがありました場合には、本日の説明会前にご説明、お話をさせていただきましたように、この80年間全く動いていない、その間に携わった方々はどれだけの辛酸をなめておられるのか、非常に厳しい思いを持っておられるのか、つらい思いをされているのか、そういったことを私どもとしても、いろいろなところでそういう話があれば、ちゃんとお伝えしたいと思いますし、そういった中で、そういうご提案などがあつたとしても、そういった背景をご説明しながら、この事業がそういったところに行くことはない、また、そういったご発言、ご提案がなくても、あらゆる機会を捉えて、この問題について、多くの方に伝えていきたい、そういうふうに思っております。そういった意味で、先ほどのご意見等にもありましたが、根室市民の皆様、この返還運動に携わっている方々に深く、深くおわび申し上げたいと思っております。申し訳ございませんでした。

<冒頭でのNUMO・国から北方四島に関する発言について説明およびお詫び内容>

①NUMOからの説明およびお詫び

NUMO植田でございます。本日はお忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。文献調査結果報告の前に、皆様方に一言お詫びを申し上げさせていただきたいと思えます。1月23日に東京で行われました対話型説明会のおきまして、来場された方から、北方四島における最終処分地のお話があった際に、その方に対して、その趣旨は、「一石三鳥四鳥ですか」というような確認の意味で私が言葉を発したのですが、これは本当に不用意な発言だったと思っております。

80年間の北方領土問題を解決できておらず、島に帰りたいたいと思っていられる皆さん、またお墓参りもしたいのに先般のコロナから始まり、今のロシア、ウクライナ侵攻、こういったことで、全く交流すらできてない状況の中で、そういったところに、思いを馳せることができませんでした。

皆さん方の心情を思えば、もっと深く考えて発言すべきだったと本当に反省してございます。二度とこのようなことがないように、肝に銘じて、もっと皆様方に寄り添っていけるように、日々過ごしていきたいと思っております。

この問題につきまして、今申し上げたような、不用意な発言等あったわけですが、ただ、NUMOとして、この北方領土において、最終処分地を作りたいとか、作っていくとか、そういったことは毛頭思っておりません。そこだけはしっかり申し上げたいと思ひ本日まいりました。本当に申し訳ございませんでした。

この会場にお邪魔させていただく前に、根室市長のところには私もお邪魔いたしまして、横手課長同席の上で、お詫びを申し上げさせていただきました。根室市長からは、どういう状況にせよ、こういう不適切不用意な発言をするということは、元島民の方々に寄り添っていない非常に不用意な発言であった。これは断固として抗議するというお叱りをいただきました。その上で、今後しっかりと皆様方も、島民の方々、北方四島の返還を考えていらっしゃる、全国民に対して、この問題についてしっかりと考えて、行動するように、発言するようにとお話をいただきました。

経緯の方もご説明させていただきます。先ほど申しあげさせていただきました1月23日に、全国対話型説明会、今まで全部で200回ほど、各地で、この最終処分事業に関するいろいろなご意見を賜るために、少人数・車座で、ご意見をいただく場というのを設けさせていただいています。東京で行ったのが200回目だったわけですが、その場に、国とNUMOと座らせていただいて、その場でいろいろなご意見、ご質問であったり、ご不安なことであったり、この事業に関していただいていたわけですが、その中にご出席されていた方から「この事業はエネルギーの大きな課題である、それを解決するために、北方四島の問題もロシアと話を付けるために、うまく話をして、日本とロシアの出てきた廃棄物というのを日本がしっかり処理するからということで、北方四島においても、この事業というのを進めたらどうだ、そういう話ができないのか」というお話があったことに対するものです。

②国からの説明およびお詫び

資源エネルギー庁放射性廃棄物対策課長の横手でございます。今しがた植田理事の方からありましたように、この1月23日の対応型説明会での軽率な発言について、私からも、一言お詫びを申し上げたいと思えます。

先ほどご説明ありましたように、この対話型説明会、少人数・車座で参加の方と対話しながら、その中で理解を深めていただく、こういう説明会のおきまして、その中で先ほどご紹介のあったようなご提案を参加された方からいただきました。その際に、「実現するとすれば、魅力的な提案ですが、簡単に実現できる話ではなく現実的に難しいと思えます」という内容のお答えをさせていただきました。

参加者からのご意見、ご提案に対し、敬意をもって受けとめさせていただくにあたりまして、魅力的な表現したことについては、元島民の皆様の思いを踏まえれば、大変配慮に欠ける軽率な発言であったと認識しておりまして、この場をかりて元島民の皆様、さらには関係

の皆様にお詫びを申し上げたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

北方領土の置かれている状況、島民の皆さんの置かれている状況自体は、もちろん認識をしておるところでございます。ただ、そうした対話中のやり取りの中で思いを十分に馳せられなかったというところ、これ自体は事実だと思っておりますので、以後このようなことがないよう、しっかりと意識を持ちながらご説明を丁寧にやってまいりたいと思っております。大変本当に申し訳ありませんでした。

正直申し上げてその瞬間で、先ほど申し上げたように、この提案そのものは現実的に難しいとお答えをさせていただいたところでございます。ただ、北方四島の返還というのと引き換えという提案であったところは事実でございます。そういったところに思い自体はよぎっていないかといえば、そういうことではないと思います。我々としては、やはり1日も早く返還というところに繋げていきたいという思い、もちろんこれ自体はそれに繋がるものではないということは、その場でも申し上げた通りですけれども、やはり北方四島返還を1日も早く実現するということは、思いを一つにしていると思っております。この場をおかりしまして、お詫びを申し上げさせていただきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

以 上